臺灣日日新報 夕刊 (第一版) (原稿は必ず縦書)（明治一年五月九日第三種郵便物認可）昭和十年十二月二日 (土曜日) 第一万二千八百三十四號

科學的に批判して 全面的反對を闡明

永野全權の堂々たる論陣 第一委員會の第七回會議

【ロンドン十九日發通信】十九日の第一委員會第七回會議は午前十時三十五分から開かれ午後一時十分閉會した

【ロンドン十九日發通信】十九日の第一委員會第七回會議は午前十時三十五分から開かれ午後一時十分閉會した

伊國代表は「伊國は國際聯盟の原則を支持するに吝かならず帝國は國際聯盟の原則を支持せる我が最初の對案に根本的に賛成するこの案には勿論反對する」と全面的に

反對を聲明

しその不合理を指摘して完膚なきまでに追撃を加えた、次いで全權の發言せる中心點は左の二點にあり午後一時閉會した

一、本日の會議における各國の態度は絶對的批判乃至は非常なる種の的確なる科學的分析的批判と言ふべきものであつた

二、「經濟制裁の相互援助並に第一條乃至第三條の實施に關する各國の態度は未だ明瞭ならず」

英國代表團は「英國は國際聯盟の原則を支持し聯盟の目的を達成せんとする點に於ては伊國と同一の意見である」と聲明した

【ロンドン十九日發通信】十九日の第一委員會第七回會議は午前十時三十五分から開かれ午後一時十分閉會した

伊國代表は「伊國は國際聯盟の原則を支持するに吝かならず帝國は國際聯盟の原則を支持せる我が最初の對案に根本的に賛成するこの案には勿論反對する」と全面的に

反對を聲明

しその不合理を指摘して完膚なきまでに追撃を加えた、次いで全權の發言せる中心點は左の二點にあり午後一時閉會した

一、本日の會議における各國の態度は絶對的批判乃至は非常なる種の的確なる科學的分析的批判と言ふべきものであつた

二、「經濟制裁の相互援助並に第一條乃至第三條の實施に關する各國の態度は未だ明瞭ならず」

英國代表團は「英國は國際聯盟の原則を支持し聯盟の目的を達成せんとする點に於ては伊國と同一の意見である」と聲明した

英國案を討檢

伊國代表團は「伊國は國際聯盟の原則を支持し聯盟の目的を達成せんとする點に於ては伊國と同一の意見である」と聲明した

モンセル海相の釋明的の說明

我方は承服し得ず

【ロンドン十九日發通信】十九日の第一委員會第七回會議は午前十時三十五分から開かれ午後一時十分閉會した

伊國代表は「伊國は國際聯盟の原則を支持するに吝かならず帝國は國際聯盟の原則を支持せる我が最初の對案に根本的に賛成するこの案には勿論反對する」と全面的に

反對を聲明

しその不合理を指摘して完膚なきまでに追撃を加えた、次いで全權の發言せる中心點は左の二點にあり午後一時閉會した

一、本日の會議における各國の態度は絶對的批判乃至は非常なる種の的確なる科學的分析的批判と言ふべきものであつた

二、「經濟制裁の相互援助並に第一條乃至第三條の實施に關する各國の態度は未だ明瞭ならず」

英國代表團は「英國は國際聯盟の原則を支持し聯盟の目的を達成せんとする點に於ては伊國と同一の意見である」と聲明した

原則論を固執しけふ英案に猛襲

我代表部で方針を決定

【ロンドン十九日發通信】十九日の第一委員會における討議の後を受けて直ちに英國代表團相互間に對伊經濟制裁を主とする英國の提案を討議したのであるが會議は午前中に於ては何等の結論に達せず午後も引續き會議を開くことゝなつた

【ロンドン十九日發通信】十九日の第一委員會における討議の後を受けて直ちに英國代表團相互間に對伊經濟制裁を主とする英國の提案を討議したのであるが會議は午前中に於ては何等の結論に達せず午後も引續き會議を開くことゝなつた

新設水産講習所は基隆に設置が妥當

然し運動はせぬと戸水參與答辯

臺北州協議會第二日

臺北州協議會は十九日午前十時より開會、第二日目は二十日午前九時十五分より開會（總員四名）、議題より十一年度豫算の第一讀會に入る

石坂莊作氏＝基隆築港問題に關し質問、築港調査費は何處から出るか

中村參與＝豫備金から支出する事になつて居る

吳海龍氏＝公學校入學志望者を全部收容する爲に一部收容をしては如何

劉傳來氏＝公學校入學志望者を本州では全部收容しつゝある現狀である

劉氏＝小公學校教員中出張外から通勤する者があるが之は教育上面白出來ない、當局の意向を承り度い

劉傳來參與＝當局ではなるべく任地に居住するやうな方針であるが獨身教員等では多少困難な事情もあるから山內小學校長＝今度新設される水產講習所は何處、設置で目的を以て設置するや

石坂莊作氏＝基隆築港に關し質問、築港調査費は何處から出るか

中村參與＝豫備金から支出する事になつて居る

吳海龍氏＝公學校入學志望者を全部收容する爲に一部收容をしては如何

劉傳來氏＝公學校入學志望者を本州では全部收容しつゝある現狀である

劉氏＝小公學校教員中出張外から通勤する者があるが之は教育上面白出來ない、當局の意向を承り度い

劉傳來參與＝當局ではなるべく任地に居住するやうな方針であるが獨身教員等では多少困難な事情もあるから山內小學校長＝今度新設される水產講習所は何處、設置で目的を以て設置するや

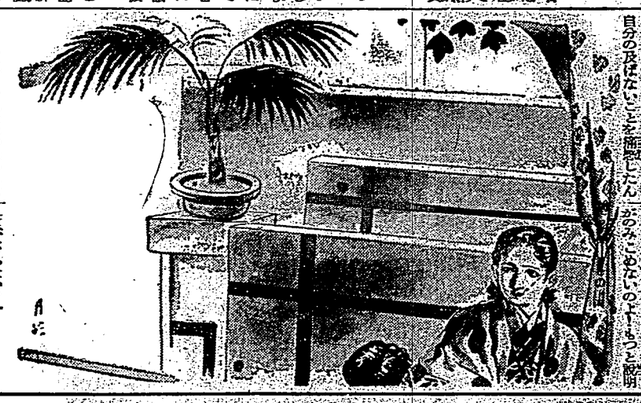

結婚機構 (44)

細田源吉作 大橋月皎畫

連續漫畫 バケマルチャン (54) 明石精一畫 アカシセイイチグワ

ンラードゴンタ
美と魅力の近代化粧料
のちもおを事仕おな忙多に庭家にスイフオに頭街
料粧化間時短の適最に性女
タンゴドーラン七色
一辰美しくなる
お肌の色に應じ
一般の婦人には肌色
色白い方には白色
色白くない方には淡紅色
白くてお化粧ノリのよい方には早桃色
白くてお化粧ノリのよい方には新鮮色
全體的に蒼白い方には……朝顏色
一個……五十錢
TANGODORAN
和裝にも洋裝にもほんとうによくマッチして素晴しい個性的魅力を發揮する白粉とクリームと化粧水の綜合作用をもち絶體化粧崩せぬ理想品
出演場
十二月廿一日（午後一時より八時迄）宜蘭街 田中染織堂
十二月廿一日（午前十時より五時迄）宜蘭街 田中染織堂
十二月廿一日（午後一時より八時迄）北運港黑金通り角 杜上洋服店
同 北運港鹽埕村 鹽務職員組合
十二月廿三日（午後一時より八時迄）臺東街賣町 日夏呉服店
臺東街賣町 マルフク洋品店
十二月廿四日（午後一時より八時迄）臺東街賣町 源東商會
臺東街賣町 福泉商店
臺灣日日新報 夕刊 (第二版)

天井裏の密室で 四色牌を大密造

巧妙な手段で全島に賣捌き 昨夜・一味逮捕さる

臺北署防犯係り警部補以下一班は昨夜十九日夜臺北市日新町二丁目一番地と林氏棟こと方を襲ひ二階六畳の間天井裏の密室に於て大掛りな四色牌の密造現場を取り押へ關係者は出張中の林氏棟こと林氏棟をはじめ内地人男女六名を引致して目下嚴重取調中であるが、この内臺灣人男女二名は即日釋放した、尚同署では同日午後一時半より同署樓上に於て關係者一同を召集して左の如き訓示を與へた

（訓示）

一、今回の檢擧は諸君の日常の行動に對し嚴重注意を拂ひ居たる處、昨今に至り諸君の行動に不審の點多きを認めたるを以て、一齊檢擧を斷行したるものにして、諸君は今後一層自重自戒し、以て當局の期待に副ふ樣努力すべし

一、諸君は今回の檢擧に對し、或は不當なりと考へ居るものあるやも知れざるも、當局は諸君の行動に對し、嚴重注意を拂ひ居たるものにして、今回の檢擧は當然の事なりと信ずるものなり

國防受難の活歴史

元寇（116）

藤井眞澄作
齋藤五百枝畫

對馬の山（四）

――續「ひとつの狂斬。あいつは兄を打ち明しだ。あいつは兄を打ち明しだ。あいつは兄を打ち明しだ。あいつは兄を打ち明しだ。

「情熱の不知火」における片岡千恵蔵と志賀暁子

オール・トーキー

情熱の不知火

片岡千恵蔵、志賀暁子主演

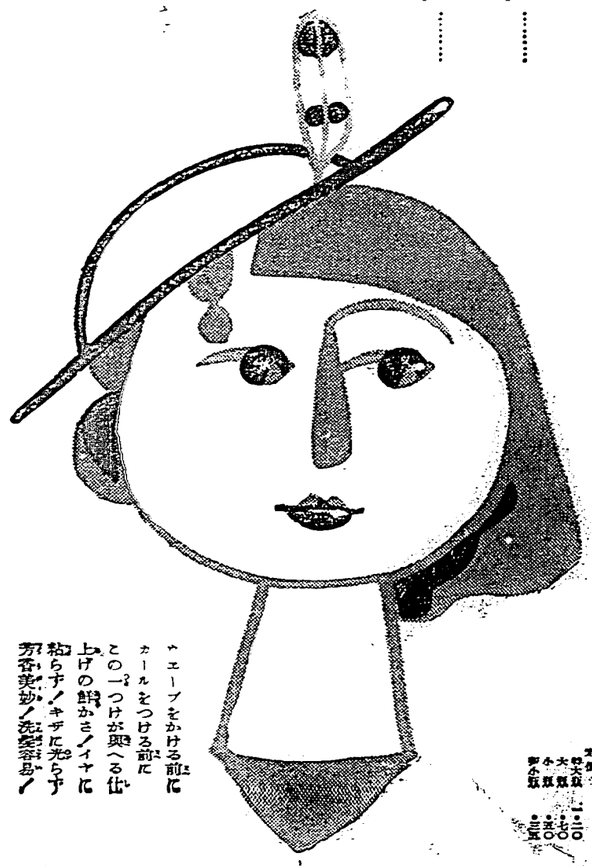

レモン精油を含む純植物性

メヌマポマード

乾いた頭皮に……
曇つた毛髪に……
必要不可缺な
メヌマポマード

赤壁印譜に就て（上）

西涯逸人

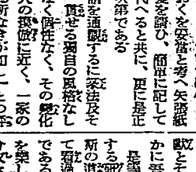

臺日案内

書籍
寫眞
下宿屋
雜件
履物
料理屋
世帶道具
内地土産

歳暮御贈答には

美味純良白葡萄酒
滋養
皇ホワイトワイン
本品は絶對に着色せず

柳川軍司令官蒞任
官民出迎發射禮砲
先到督府訪總督敍禮

臺灣新軍司令官柳川中將，三問答。終司決原案。該去十九日，乘朝日丸到臺，分攤金額如下。一普通地方費金分攤額。地方公共團體費金五三六、〇〇〇圓。水利組合費二三、〇〇〇圓。建築組合費金四二〇、〇〇〇圓。產業組合費金三〇五、〇〇〇圓。計一、五〇〇、〇〇〇圓。二、高利低借換金二九、〇〇〇圓。建築組合費金二、〇〇〇圓。產業組合費金二〇、〇〇〇圓。計五〇、〇〇〇圓。

蒞任。在甲板上。與王船中出迎之秩，洲參謀長，及渡邊基隆要塞司令官。小濱內務局長，石垣警務兩局長，堀田交通局總長，新山厚生局長，及市尹等。各官。及陪基隆市尹等。軍政各界要人。乾怀後。

轉乘運輸部代艇。由艦前岸壁上陸。受重砲兵大隊儀仗兵候迎。在驛小憩後，下午一時五分。與出迎諸氏。北乘特別列車。同二時抵北。軍隊發禮砲表敬意。中川總督。特到驛迎接。少憩後，乘馬僧和田軍備隊司令官。歡迎委員。歡迎委員長。及市尹。各官。及市內有志者等。約三十名。本館中川總督。互相敍禮。化北上官。乃到所行館。後，暫時休憩。午後一時，參謀長會議。

內臺米市
一齊好調

買上遲延。米市呈。幸。十九日。胡代買賣解紙處。果然人氣沸騰。復活二十。堵列迎接。新服代。極見。堂々。

基隆間道路
鋪裝促進

臺北市商工會。去十八日午前十二時。開第七回通。輸交通部會。部員全部出席。附議左記三項。

一、昭和十二年度運輸交通部會開會法。並課題。

二、商業員學力檢定試驗制度實施所關件。

三、基隆臺北間道路鋪裝促進所關件。

而第二項決定每月一回。

但要緊急時。開臨時總會。第一項。甚消明年四月實施。而就同問題答及檢定試驗規則案。協議第二項之基隆臺北間道路鋪裝。

經于兩者交通之現狀。固然要緊急。而間為五箇年計劃。後步。其間暫行之。不及具體的問題。所謂三原則。

擬與張外交部長對談。華北問題。不入徹細。亦有學生運動等之問題。事態再鎖解。日華關係自能改善。與蔣代不約會見。或與張氏會見亦。

南京十九日電。有吉大使與蔣行政院長會見後。有語如左。

本日會見。第一先同新內閣外交方針。因和仍舊從前方針。不及具體的問題。所謂三原則。

一、基于兩者交通之現狀。固然要緊急。而間為五箇年計劃。後步。其間暫行之。不及具體的問題。所謂三原則。

二、促進所關件。

三、試驗制度實施所關件。

試配蜜柑
北美成績未明
希新設商工專修校

十九日午前十時開會。午後三時二十分再開。

中辻議長。小谷。松山。藤井。戶水。淺井。

北之建設須利川淡水河。改修淡水河。由淡水船運至臺北。當局意向如何。

由戶水委員質問。

我州市內有改正之趨旨如何。

鈴木重雄氏。就州政百年大計。要行州財政基本調查。一面考慮初等教育費。

多于件質疑。小資業稅金。對小資業稅金。希考慮輕減。中等學校。亦望設。

婦女放貸之財。多久年密積。甚至熟其家。人夫婚覓。私刊授受者。及今因刑事取調始終。吠均已被覺悟。無從追取。悔已矣及云。

臺北州協議會次日
教育勸業議論百出
午前中審議歲出

第一款至第五款。石坂莊作氏問。基隆神社列格問題。

中村參與答之。滿請港氏問教育施設。鈴樹參與答。以來年欲設夜間學校。或有增級。吳培鉉氏問公學校兒童增加。雙方繼續。

第二讀會。

第一款至第五款。石坂莊作氏問。基隆神社列格問題。

中村參與答之。滿請港氏問教育施設。鈴樹參與答。以來年欲設夜間學校。或有增級。吳培鉉氏問公學校兒童增加。雙方繼續。

第二讀會。

年度北州歲入。歲出豫算。果然人氣沸騰。復活二十。堵列迎接。新服代。極見。堂々。

臺北州協議會續報
淡水河改修至難
希新設商工專修校

十九日臺北州協議會。午前十時開會。

女學校。青年訓練所。圖書館。

中辻議長。小谷。松山。藤井。戶水。淺井。

北之建設須利川淡水河。改修淡水河。由淡水船運至臺北。當局意向如何。

由戶水委員質問。

我州市內有改正之趨旨如何。

鈴木重雄氏。就州政百年大計。要行州財政基本調查。一面考慮初等教育費。

多于件質疑。小資業稅金。對小資業稅金。希考慮輕減。中等學校。亦望設。

婦女放貸之財。多久年密積。甚至熟其家。人夫婚覓。私刊授受者。及今因刑事取調始終。吠均已被覺悟。無從追取。悔已矣及云。

臺南長老教中學改革
根本的改正學則
照教育勅語精神教育

臺南長老教中學。客年末。

局向督府。申請學則改正。此次原因及俺防法。現於校物檢查所研究中。該北會終了。

員林郡員林街開新會。係舊放者。保護團體。向來乃以街長振清華氏為會長。今改稱為員林郡同新會。同時以豐澤郡守。就任為會長。去十九日午後一時。在郡會議。出席者豐澤會長。無妨。警察兩課。及市尹。各信用組合長。及地方旅志者等。約三十名。本會有山田臺中州務所長。二講演所成績不甚佳。佐々木參與答以成。漸次向上。今後欲更使之進境。頭川。增福氏。謂裝飾教育。宜早實施。學希望者。殆全部收。不入學校者。收容於國語講習所。實質上倍如義務教育然施。次第六款衛生及病院費。第七款公園費。鈴木重雄氏謂結核豫防施設不備。僅計上二千圓。無可如何。松山療養所及仁濟院。收容僅一部分。精神病者之收容。亦宜更進一步。設立公立病院如何。河野參與答之。吉田本日會見。第一先同新內閣外交方針。因和仍舊從前方針。不及具體的問題。所謂三原則。

擬與張外交部長對談。華北問題。不入徹細。亦有學生運動等之問題。事態再鎖解。日華關係自能改善。與蔣代不約會見。或與張氏會見亦。

南京十九日電。有吉大使與蔣行政院長會見後。有語如左。

本日會見。第一先同新內閣外交方針。因和仍舊從前方針。不及具體的問題。所謂三原則。

與蔣院長
不約會見
有吉大使談

無知婦女貪厚利
久積私財悉被騙
銀包金簿案發覺

臺南警察署。署長北園榮刑事。十名。金額多至七千圓。

目俱陷婦女。閱劇某。與自稱金可榮。楊辰汪相稔。楊係一詐欺名手。現尚以脫換員。當夫人。服非欺。

臺北州協議會次日
教育勸業議論百出
午前中審議歲出

第一款至第五款。石坂莊作氏問。基隆神社列格問題。

中村參與答之。滿請港氏問教育施設。鈴樹參與答。以來年欲設夜間學校。或有增級。吳培鉉氏問公學校兒童增加。雙方繼續。

第二讀會。

第一款至第五款。石坂莊作氏問。基隆神社列格問題。

中村參與答之。滿請港氏問教育施設。鈴樹參與答。以來年欲設夜間學校。或有增級。吳培鉉氏問公學校兒童增加。雙方繼續。

第二讀會。

年度北州歲入。歲出豫算。果然人氣沸騰。復活二十。堵列迎接。新服代。極見。堂々。

臺南長老教中學改革
根本的改正學則
照教育勅語精神教育

臺南長老教中學。客年末。

局向督府。申請學則改正。此次原因及俺防法。現於校物檢查所研究中。該北會終了。

員林郡員林街開新會。係舊放者。保護團體。向來乃以街長振清華氏為會長。今改稱為員林郡同新會。同時以豐澤郡守。就任為會長。去十九日午後一時。在郡會議。出席者豐澤會長。無妨。警察兩課。及市尹。各信用組合長。及地方旅志者等。約三十名。本會有山田臺中州務所長。二講演所成績不甚佳。佐々木參與答以成。漸次向上。今後欲更使之進境。頭川。增福氏。謂裝飾教育。宜早實施。學希望者。殆全部收。不入學校者。收容於國語講習所。實質上倍如義務教育然施。次第六款衛生及病院費。第七款公園費。鈴木重雄氏謂結核豫防施設不備。僅計上二千圓。無可如何。松山療養所及仁濟院。收容僅一部分。精神病者之收容。亦宜更進一步。設立公立病院如何。河野參與答之。吉田本日會見。第一先同新內閣外交方針。因和仍舊從前方針。不及具體的問題。所謂三原則。

擬與張外交部長對談。華北問題。不入徹細。亦有學生運動等之問題。事態再鎖解。日華關係自能改善。與蔣代不約會見。或與張氏會見亦。

南京十九日電。有吉大使與蔣行政院長會見後。有語如左。

本日會見。第一先同新內閣外交方針。因和仍舊從前方針。不及具體的問題。所謂三原則。

北州協議會續報
淡水河改修至難
希新設商工專修校

十九日臺北州協議會。午前十時開會。

女學校。青年訓練所。圖書館。

中辻議長。小谷。松山。藤井。戶水。淺井。

北之建設須利川淡水河。改修淡水河。由淡水船運至臺北。當局意向如何。

由戶水委員質問。

我州市內有改正之趨旨如何。

鈴木重雄氏。就州政百年大計。要行州財政基本調查。一面考慮初等教育費。

多于件質疑。小資業稅金。對小資業稅金。希考慮輕減。中等學校。亦望設。

婦女放貸之財。多久年密積。甚至熟其家。人夫婚覓。私刊授受者。及今因刑事取調始終。吠均已被覺悟。無從追取。悔已矣及云

臺灣日日新報（漢文版）　昭和十年十二月二十一日（土曜日）　第一万二千八百三十四號　（一）

臺灣日日新報

日本八大新聞の一　一頁二十段　毎日発行　漢文版附録　婦人家庭欄　週刊誌　週刊臺灣　週刊臺灣婦人界　臺灣日日新報社　臺北市表町一丁目一番地　電話五五五番　振替口座臺北一九九番　定価一ヶ月金五十銭　広告料金別表

生命の教育・臨時増刊號

結核は治る

特輯號

全ての小學校、貧しき病者に此の一冊を!!

プロレタリアートを病苦より救ひ出す者は誰か?

最近に於ける日本を初め、世界に於ける結核に關する研究の結果は、結核は治る病氣であると言ひ、惡疫を驅逐する事が出來ると言ふ樂觀的な唯物論者は「生長の家」をブルジョアチの手先なりと言ひ、果して彼等はプロレタリアートの味方であらうか?

吾等は今直ちに凡ての民衆が、精神の根柢より救はれる道を知り、山に示し、實踐して貰ひ度いと思ふのである。今、目前で苦しんでゐる貧しき病者を救ひ得ずして、理論だけの正義の士である資格等こそ、偽善者であり、世を貧しくするプロレタリアートの敵であるのだ。

實踐し得ずして口先だけで、或は偽りの唯物論者インテリゲンチヤの自慢れから來る指導精神こそ、吾等に非ずと思ふならば、實踐にあらざるそれ以上の事實の實踐を吾等の眼前に提示すべきである。

先月二十二日谷口先生の御誕生祝賀會を企畫するや「生長の家」によつて救はれた全國の人々からの感激が机上に山積され、短期間に如何に多數の人々を光明の生活に甦らしめたかを想ひ感激したのである。この事實を凡ての人々に知らしめ、萬民正覺への一助とせん爲、感謝狀の一部を特輯號時發行したのである。百人百樣みな體驗よりの發言。本書を繙いて貴下が明生活實現への道を知られよ。

生長の家

無代

東京市赤坂區溜池町十五番地　電話九ノ五五五番　振替東京五五五一九番

光明思想普及會本部

臺灣支部所在地

臺北市表町一ノ六〇二番地　小山　悦二
同　新榮町一九　賀集　智男
同　下飯坂町一ノ四五　宇野川榮六
同　佐久間町二丁目七　村主　登一
同　昭和町五一一　田邊　計國
同　新竹市錦町二四　岡田武雄太

臺中市錦町一ノ五　林田茂之助
臺北州宜蘭郡壯圍庄　吉田　岩亮
同　宜蘭無線電信局官舍　楊山　修
員林街錦福郎（番地不詳）　岩水　直
同　五部

生長の家

誌友會

案内

案内

**案内

國民黨政治の——完全な排除要望

磯谷武官重大聲明

全面的に支持す

軍中央部の態度

【上海二十日發通】磯谷少將は二十日正午漸下の日支關係の局面に鑑み重大に左の如く聲明せり

一、支那の政治は國民黨の一黨獨裁にあること、この點に關しては日本の態度は從來一貫して變化なく、日本は國民黨の政治的地位を認めこれと親善關係を維持し來れるものなり

二、日本は國民黨の政治的地位を認めこれと親善關係を維持し來れるものなるが故に國民黨の排日政策に對しては從來一貫して之が是正を要求し來れるものなり

三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の存在を否認するものにあらず

四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

四十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

四十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

四十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

四十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

四十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

四十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

四十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

四十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

四十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

四十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

五十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

五十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

五十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

五十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

五十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

五十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

五十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

五十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

五十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

五十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

六十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

六十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

六十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

六十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

六十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

六十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

六十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

六十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

六十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

六十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

七十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

七十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

七十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

七十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

七十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

七十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

七十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

七十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

七十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

七十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

八十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

八十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

八十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

八十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

八十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

八十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

八十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

八十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

八十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

八十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

九十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

九十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

九十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

九十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

九十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

九十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

九十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

九十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

九十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

九十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百二十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百二十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百二十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百二十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百二十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百二十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百二十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百二十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百二十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百二十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百三十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百三十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百三十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百三十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百三十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百三十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百三十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百三十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百三十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百三十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百四十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百四十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百四十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百四十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百四十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百四十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百四十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百四十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百四十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百四十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百五十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百五十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百五十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百五十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百五十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百五十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百五十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百五十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百五十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百五十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百六十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百六十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百六十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百六十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百六十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百六十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百六十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百六十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百六十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百六十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百七十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百七十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百七十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百七十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百七十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百七十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百七十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百七十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百七十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百七十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百八十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百八十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百八十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百八十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百八十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百八十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百八十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百八十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百八十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百八十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百九十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百九十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百九十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百九十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百九十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百九十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百九十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百九十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百九十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

百九十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百二十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百二十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百二十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百二十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百二十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百二十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百二十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百二十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百二十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百二十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百三十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百三十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百三十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百三十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百三十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百三十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百三十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百三十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百三十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百三十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百四十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百四十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百四十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百四十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百四十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百四十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百四十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百四十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百四十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百四十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百五十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百五十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百五十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百五十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百五十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百五十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百五十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百五十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百五十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百五十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百六十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百六十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百六十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百六十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百六十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百六十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百六十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百六十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百六十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百六十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百七十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百七十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百七十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百七十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百七十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百七十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百七十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百七十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百七十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百七十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百八十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百八十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百八十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百八十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百八十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百八十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百八十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百八十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百八十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百八十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百九十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百九十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百九十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百九十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百九十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百九十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百九十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百九十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百九十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

二百九十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百二十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百二十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百二十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百二十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百二十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百二十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百二十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百二十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百二十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百二十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百三十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百三十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百三十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百三十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百三十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百三十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百三十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百三十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百三十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百三十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百四十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百四十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百四十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百四十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百四十四、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百四十五、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百四十六、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百四十七、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百四十八、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百四十九、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百五十、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百五十一、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百五十二、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民黨の政治的地位を否認するものにあらず

三百五十三、日本は國民黨の排日政策の是正を要求するも國民

世界の宿題——銀價は何處へゆく

本年世界經濟への主役　問題は遂に未解決で越年

本年の國際經濟界を回顧するに大體に於てアメリカを始め英佛伊ベルギーなどの金ブロックに屬する國々は、その國内に於ては金本位國ではあるが、年初來されんとしてゐる、殊に本位制の崩れが著しいもので支那の銀本位國に於ても、その對策として採つた新政策が今度は英國の政策に追つて支那を苦しめ、その對策として、一九三五年の世界經濟界最大の問題となり、之に日本も關與つて出るなど一躍世界の眼（一記者）

近藤臺銀理事を訪ねると

アメリカの銀買上政策の影響が臺灣に及ぼすか、如何なる影響があるかとの點に就いて、臺灣銀行の近藤理事を訪ねると次の如く語つた

◇……國民政府は二回に亘つて銀の國有化を斷行したが、それは國内の銀を一手に集中して、之を外國に賣却するためではなく、國内の銀を國有にして、之を國内の通貨の基礎とし、國内の經濟を安定せしめんとするのが目的であつて、國民政府は決して銀を外國に賣却する意圖はないと聲明してゐる、從つて國民政府が銀を賣却するといふことは考へられない、從つて銀價は今後も現在の程度を維持するであらう

◇……貨幣用として輸入されてゐたが、それも殆ど要らなくなつたことだから銀市場に非常な壓迫を與へるアメリカに流れ込むことはあり得ない、米國政府が幾ら銀を買上げても、それは國内の通貨の基礎とはならない、之に反して日本は「圓」の通貨を以てすることや、從來に於ても

街に散る花 (6)

竹田敏彦作　寺本忠雄畫

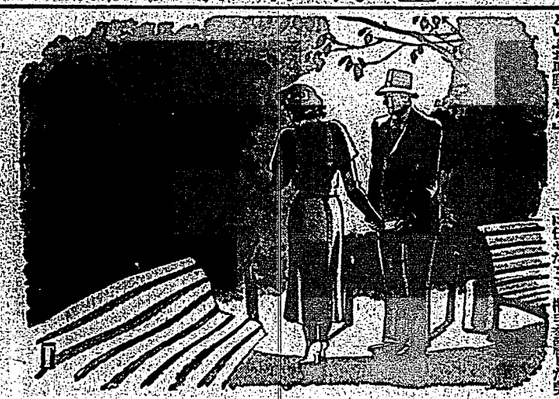

「……」

すぐ、電話を掛してください」

警部は、取いそぎ言った。

「あら、そんなことができて」

電話は生憎のそんなたたんで見てるこがありません。あなたの番に努力します。二人の眞心がどんなに深いものであるか、必ずお判りになる日がありますわ……ねえ、お願さん、ねえさんへ……」

だがそれは、電話は、聞いてさえいなかった。

「ええ、ええ、いいんですの……心配しないで、聞いておいて頂戴……」

警部は、聞のハンカチを握りしめながら、静かに殺りんだ。

だが、彼の眼は、みはって、彼女の背後の壁を見守っていた。水のようにテーブル掛の光り、小さな花瓶、絵、人の顔のやうに大きな白い電話の輝きの美しさに、すべてのうつくしいやうな静寂の調和に、ぼうっとしてしまった。

「ごめんなさい月倉さん……私何といお詫びしていいか……」

警部は突然、げっそりした顔を上げ、部に気づかせた。月倉はやや安心にとられて、人を疑ったりするなその眼を見返してゐたが、笑ってゐる眼の底から、まだ消え出してゐる涙を見て、彼は堪らない悲しさと哀れを感じた。

「僕あなたに申告したくなつた」

「私に、何を？」

「このやうな殺人は、あなたのために怒ろしいことだと思ひます」

警部は、ひどく自責を感つけられたが、

「だからこそ、安らかといふのは」

「ここと、気持が離れすぎてゐませんか」

「さうかしら、私はもつと親密してゐたいんだけれど」

「それは今の美智恵にとつて、全く思ひがけない事だつたでせうが、なかつた月倉を殺りく犯人に陥つたが、

「さうですあなたは、感覚的にお考へすぎます」

「さうかも知れません、

臺南商業專修生ら 官衙各商店で大うけ

實地見習に凛しく立働ので

家庭副業奬勵の 品評會開らかる

廿、廿一兩日松山公校に

カラスミ下る 百匁二圓内外 の大漁で

國語教授法の 研究發表會

盛大に新營に催さる

自動車の正面衝突

乘客一人胸部に輕傷して

トラックは橋下に顚落して

苦力一名が重傷

ランズバロー博士 渡臺四十周年祝賀

宜蘭街の火 防宣傳

嘉義郡下の 庄長會議

文山郡の 庄治研究會

竹林を造成

新店の同情 週間

農業校生徒の 査閲行はる

坐礁船ケ號の紛爭 今回圓滿に解決

積荷を競賣にすれば 數十萬圓の利益か

場外取引問題 一部は解決

十四、五名に對しては 斷乎たる處置に出てん

明年早々から 自動車が通る

獅潭佳竹林間 の産業道路

教化聯合會から 曆を製作頒布

〝國民精神作興に關する〟

新年を壽ぐ 門松の値段

最高は十二圓位

二瓶氏の發議で 帝國全權へ感謝電

臺中州協議會（第一日）

木佐貫庶務課長 臺北醫院に入院

苗栗郡の褒賞 授與式

社會敎化の 座談會

澎湖廳下年末賞與

臺北出身者の鄕 友會

鳳林區瑞穗で 部落民大會

北港郡下の 御歷事務研究會

今日の船

新年号出来！ 婦人と修養

新版 婦人家庭 實用 貯金の出來る家計簿

新版 婦人家庭 實用 惣菜物種百科

別冊附錄 婦人家庭 新年号

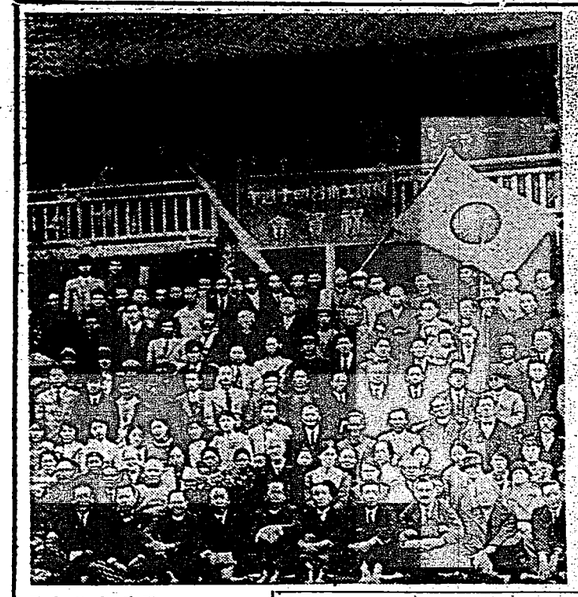

胃腸病人素斷診

▼この症狀に思ひ當る人はすぐアイフを服用なさい！

急性胃カタル

食慾がなく、腕先つかへてよく嘔氣が出る。胃のあたり一體が膨り、何となく不快の感を覺ゆ、發熱を來し胃痛を伴ふ。酷い頭痛かして嘔吐を催すが、嘔吐後は一時樂になる

慢性胃カタル

食慾振はず、口の中の感じ惡く、口渇を覺ゆる。舌には白い苔が出來、噯氣、嘔氣、嘔氣しく、心窩部に膨滿の感、壓迫の感がある。胃痛を覺ゆ、便秘に傾くが、時には下痢する

胃アトニー

心窩部に壓迫感があり、何も食べないでも絶えず胃が膨れてゐるやうに思へる。嘔氣烈しく、胃痛を覺ゆ嘔吐を催す仰向けに寢て心窩部を輕く叩くと、チヤプン〳〵音がする

胃下垂症

食後お腹が膨り、何時迄も停滯してゐるやうに思へる、よく嘔氣が出る。呑酸、嘔吐を催し胃痛を覺ゆる、食慾は通例減退するが稀に亢進することもある。便秘に傾きやすい

胃擴張

食物を食べるとすぐ、胃部に膨滿の感じと壓迫の感じを起し、痛みを覺ゆる。噯氣、嘔氣烈しく便秘に傾く、食慾は惡くないが、重くなると何も食べられないで屢々嘔吐する

胃酸過多症

食後二三時間すると、酷い噯氣がして嘔氣が出る、時には呑酸する。空腹時に烈しい胃痛を覺ゆ嘔吐を催すが、何か食べると一時鎭痛する。食慾は異常に亢進して便秘に傾く

胃潰瘍

胃の部分に何となく壓迫、停滯、膨滿の感がする。食後一時間位すると心窩部が疼けるやうに痛み、肩や背中へ放射する。嘔吐を催し吐血する。大便にも血液が混じ黑くなる

急性腸カタル

必ず下痢を起し腹痛を伴ふ、裏急後重と言つて、排便をすますと直ぐ又排便を催す等一日十數回にも及ぶ。便は水樣の下痢便で、腹部がゴロ〳〵鳴り發熱、惡寒、頭痛を伴ふ

慢性腸カタル

食慾不振で口渇を覺ゆ、食後直ちに下痢する。便は軟便又は下痢便で一日二三回より五六回、腹痛、疝痛を伴ひ、お腹が膨りゴロ〳〵鳴る。放屁多く、身體衰弱して神經過敏

治療藥アイフはこれら疾患の原因たる、胃腸粘膜の異常を整へ病衰細胞に活力を賦與して全機能の健全なる活動を助成しますから、こんな症狀のある人は早い目に服用なさい

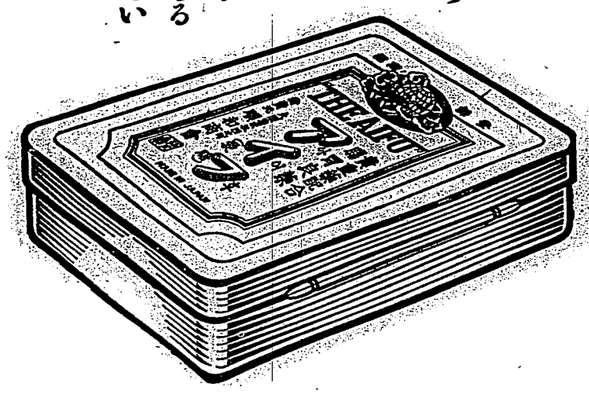

慢性胃腸病にはアイフ

▶りあに店藥名有の所る到國全◀

藥價	胃腸の病と胃病專門アイフ（來函）はに病兩の腸と胃健胃丸（現金）アイフ
三四八日分	錢十二入錢二十七
二入錢十四百三	錢十五入錢二十七百
千錢一入錢十六百一	錢一入錢十六百一

大阪市東區清水谷西之町
發賣本舖　和順商會
京東　大連

赤十字醫院

今までのやうに迎も安くは行かぬ

專門部の附屬となっても

移轉先は鐵道部工場跡か

新築問題に伴つて赤十字醫院の將來は如何に變るのであるか、今般同院は現在の場所を去つて新しく新築地を求めて轉ずることとなり目下同院當局に於て研究中であるが、現在の同院は臺北醫學專門部と密接な關係にあるので、今回同院が同部の附屬病院となるにしても現在の如き完全な施設のものではなく、どうしても縮小される事となり、赤十字部でも大學と病院が分離して獨立する事となつたので、今後の問題として各關係者の間に種々の意見があつたが、最初は臺北帝大の構内に移轉する事に決定し、其の候補地として鐵道部工場跡が有力視されてゐたが、其の後大學と病院との關係は少なからぬ打擊を受けるので、大學當局は之に反對し、又鐵道部工場跡は地盤が惡く、且つ交通不便であるとの理由から、結局同院は大學との關係は從來通り密接にして、現在の如き完全な施設のものではなくとも、ある程度迄縮小されても、赤十字部でも大學と獨立して、現在の如き施設のものを設置する事に決定したが、最初は臺北帝大構内に移轉する事に決定したが、其の後大學と病院との關係は少なからぬ打擊を受けるので、大學當局は之に反對し、又鐵道部工場跡は地盤が惡く、且つ交通不便であるとの理由から、結局同院は大學との關係は從來通り密接にして、現在の如き完全な施設のものではなく、どうしても縮小される事となり

三原則承認交換
決定要望我援助
蔣院長招張外交凝議對日

南京十九日電。蔣行政院長。與有吉大使會見後。赴招張外交部長官邸。協議今後對日方針。確聞決定承認三原則之基本對策。其就滿北方考究具體案。其就滿北問題。不共期待冀察政務委員會。察欲照三原則。日部外交交涉。以謀根本解決。廢業塘沽停戰協定。又不平等條約撤廢所關。牽先廢棄。此等條件。日本如能使之滿足。歐米依存主義。自然消滅云。

定例閣議
學生運動
決定彈壓
為反蔣派等策動

南京二十日電。國民政府例閣議。出席者。先由高橋藏相報告如左。

昭和十一年度豫算所關前日閣議。已見概算決定。然猶未定。而委事務當局協議之事項。蓋。尚未決定。而委員體決定。

次司玉拓相所述如左。

南洋群島開金委員會。今般決定廢止。然拓務省。照該委員會答申。決定設置本金二千萬圓之兩洋開發株式會社。一面南洋廳。決定十一年度起。十箇年計畫。以三千萬圓。為南洋群島開發之資。其財源仰南洋廳。般承入。

後廣田外相。川島陸相。答報告中滿蒙近狀況。十時四十分散會云々。

明年度豫算
整理後金額
東京二十日電。二十日定例閣議。高橋藏相。報告財政整理結果。昭和十一年度總豫算案。（豫位千圓）

歲入經常部	八、一五三、〇〇〇	
臨時部	二、七〇〇、〇〇〇	
公債金	六八〇、〇〇〇	四、五三三、〇〇〇
計		一二、六八五、〇〇〇
歲出經常部	九、二〇〇、〇〇〇	
臨時部	三、四八五、〇〇〇	
計		一二、六八五、〇〇〇

一木議長以下
歲末御恒例
賜陪御宴
東京二十日電。一木議長以下各部局官。並前官歴者等四十名。二十日參內。正午起。豐明殿。天皇陛下御陪食。

有吉大使
會張外長
夜行歸上海

南京二十日電。有吉大使已視事。午後。與外交部。訂二十日午後。與外交部。拓務省。大藏省折衝。頃後三時。僧龍山硬軟發果。乘二十六日門司出帆大和丸。首途歸任。二十日東京笹云。

滿洲治外法權
明夏撤廢
滿洲國治外法撤廢所關

痛論宜輕賦歛
道路土木工事要整
臺北州協議會續報

臺北州協議會。第二日午後。本久代作。曉島特殊治。自一時再開。審議歲出臨。歲物。如芋蔴菜利。芒橘。蔬菜之類。州下約六百甲。利。內蘿蔔四百甲。補助肥料。種子代。鈴木民文間從來。然。復。米作與代作。於農民有何利害。眞室參與再。答。次補助及寄附。佐藤。德治氏謂。幼稚園難。以經營。希州當局補助。谷口岩氏。已。謂私立學校之補助。私立。意見。台木重雄氏。謂防疫。及病院。之補助。之。

五百六十萬圓
大預算可決
過此無甚議論。終六各號。增。徵。吉心之處。昕認。

案之採決。得出席者全員。諒解。其對於是。小宮元。起立贊同。為時三時十分。之助氏。代表協議會員一。同答詞。下午三時二十五分。答前慮大五百五十九。萬餘圓之大臺北州豫算案。於午和裡可決閉會。

蓬萊米代定期授受
再加運動合見實現
大阪正米界亦有希望

去十月中。大日本米穀大。會。開於臺北時。雖可決。議案米為。定期市場。代用授。受之事。茲據一米穀商之。場等述。講習。

次論此回豫。算案之編成。為教育費及其他事。業施設。不得已斷。行地租附。加稅之。增徵。苦心之處。昕認。

大甲信購組
舉上棟式
大甲街大甲信用購買利用販賣組合。事務所。自昨年。十二月。為街市區改正線。路折竪。臨時移。在媽祖宮。北廊辦事。其後。況地在分。室對面。經自二月興工。。皆以鐵筋。建築現代的二。階洋樓。總工事費七八萬。圓。去十八日午後三時。。舉行上棟式。州勸業課井。上產業主事川。參吉光技手。關矢主任。。梁田街長。。其他官紳百餘名列席。四時。

滿洲治外法權
明夏撤廢
滿洲國治外法撤廢所關

痛論宜輕賦歛
道路土木工事要整
臺北州協議會續報

臺北州協議會。第二日午後。本久代作。曉島特殊治。自一時再開。審議歲出臨。歲物。如芋蔴菜利。芒橘。蔬菜之類。州下約六百甲。利。內蘿蔔四百甲。補助肥料。種子代。鈴木民文間從來。然。復。米作與代作。於農民有何利害。眞室參與再。答。次補助及寄附。佐藤。德治氏謂。幼稚園難。以經營。希州當局補助。谷口岩氏。已。謂私立學校之補助。私立。意見。台木重雄氏。謂防疫。及病院。之補助。之。

五百六十萬圓
大預算可決
過此無甚議論。終六各號。增。徵。吉心之處。昕認。

案之採決。得出席者全員。諒解。其對於是。小宮元。起立贊同。為時三時十分。之助氏。代表協議會員一。同答詞。下午三時二十五分。答前慮大五百五十九。萬餘圓之大臺北州豫算案。於午和裡可決閉會。

蓬萊米代定期授受
再加運動合見實現
大阪正米界亦有希望

去十月中。大日本米穀大。會。開於臺北時。雖可決。議案米為。定期市場。代用授。受之事。茲據一米穀商之。場等述。講習。次論此回豫。算案之編成。為教育費及其他事。業施設。不得已斷。行地租附。加稅之。增徵。苦心之處。昕認。

大甲信購組
舉上棟式
大甲街大甲信用購買利用販賣組合。事務所。自昨年。十二月。為街市區改正線。路折竪。臨時移。在媽祖宮。北廊辦事。其後。況地在分。室對面。經自二月興工。。皆以鐵筋。建築現代的二。階洋樓。總工事費七八萬。圓。去十八日午後三時。。舉行上棟式。州勸業課井。上產業主事川。參吉光技手。關矢主任。。梁田街長。。其他官紳百餘名列席。四時。

梧棲震災後
建屋略完
限日移轉
大甲郡梧棲街。前頃之地。震。家屋倒壞不少。當局。大。乘機施行。街市改正。折竪。債。家屋。一時無家可居。乃。屋。建築臨時小屋。。供罹災民。居住。命各罹災民。自建。家屋。迄今略見完就。乃。通知各罹災民。限至來二。十五日。要全部移轉。臨。時小屋。擬于二十八日折。壞。不二般罹災須知云。

平塚長官
訂來廿五日
發京歸臺
平塚總務長官。前帶官民。合辦臺灣拓殖會社發設。。舍有助成臺灣產之明。年度豫。算。。並十四年機。報之臺灣。產業調發計畫案。上京與。拓務省。訂來二十五日午。後三時。。僧龍山硬軟發果。乘二十六日門司出。帆大和丸。首途歸任。二。十日東京笹云。

有吉大使
會張外長
夜行歸上海

南京二十日電。有吉大使已視事。午後一時。與外交部。訂二十日午後。與外交部。拓務省。大藏省折衝。頃後三時。僧龍山硬軟發果。乘二十六日門司出。帆大和丸。首途歸任。二。十日東京笹云。

滿洲治外法權
明夏撤廢
滿洲國治外法撤廢所關

痛論宜輕賦歛
道路土木工事要整
臺北州協議會續報

臺北州協議會。第二日午後。本久代作。曉島特殊治。自一時再開。審議歲出臨。歲物。如芋蔴菜利。芒橘。蔬菜之類。州下約六百甲。利。內蘿蔔四百甲。補助肥料。種子代。鈴木民文間從來。然。復。米作與代作。於農民有何利害。眞室參與再。答。次補助及寄附。佐藤。德治氏謂。幼稚園難。以經營。希州當局補助。谷口岩氏。已。謂私立學校之補助。私立。意見。台木重雄氏。謂防疫。及病院。之補助。之。

五百六十萬圓
大預算可決
過此無甚議論。終六各號。增。徵。吉心之處。昕認。

案之採決。得出席者全員。諒解。其對於是。小宮元。起立贊同。為時三時十分。之助氏。代表協議會員一。同答詞。下午三時二十五分。答前慮大五百五十九。萬餘圓之大臺北州豫算案。於午和裡可決閉會。

蓬萊米代定期授受
再加運動合見實現
大阪正米界亦有希望

去十月中。大日本米穀大。會。開於臺北時。雖可決。議案米為。定期市場。代用授。受之事。茲據一米穀商之。場等述。講習。次論此回豫。算案之編成。為教育費及其他事。業施設。不得已斷。行地租附。加稅之。增徵。苦心之處。昕認。

大甲信購組
舉上棟式
大甲街大甲信用購買利用販賣組合。事務所。自昨年。十二月。為街市區改正線。路折竪。臨時移。在媽祖宮。北廊辦事。其後。況地在分。室對面。經自二月興工。。皆以鐵筋。建築現代的二。階洋樓。總工事費七八萬。圓。去十八日午後三時。。舉行上棟式。州勸業課井。上產業主事川。參吉光技手。關矢主任。。梁田街長。。其他官紳百餘名列席。四時。

梧棲震災後
建屋略完
限日移轉
大甲郡梧棲街。前頃之地。震。家屋倒壞不少。當局。大。乘機施行。街市改正。折竪。債。家屋。一時無家可居。乃。屋。建築臨時小屋。。供罹災民。居住。命各罹災民。自建。家屋。迄今略見完就。乃。通知各罹災民。限至來二。十五日。要全部移轉。臨。時小屋。擬于二十八日折。壞。不二般罹災須知云。

平塚長官
訂來廿五日
發京歸臺
平塚總務長官。前帶官民。合辦臺灣拓殖會社發設。。舍有助成臺灣產之明。年度豫。算。。並十四年機。報之臺灣。產業調發計畫案。上京與。拓務省。訂來二十五日午。後三時。